

企業主導型保育事業について

内閣府 子ども・子育て本部

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の概要

一億総活躍社会「夢をつむぐ子育て支援（第二の矢）」の実現に向けて、事業主拠出金制度を拡充

- ・ 待機児童解消加速化プランに基づく平成29年度末までの保育の受け皿整備の目標を上積みし、40万人分から50万人分整備することとした。
- ・ これを受け、事業所内保育業務を目的とする施設等の設置者に対する助成及び援助を行う事業を創設するとともに、一般事業主から徴収する拠出金の率の上限を引き上げる等の措置を講ずる。
- ・ これにより、**事業主拠出金制度を拡充し、最大5万人の保育の受け皿の整備**など子ども・子育て支援の提供体制の充実を図る。

【概要】

1. 仕事・子育て両立支援事業の創設

- 政府が事業所内保育業務を目的とする施設等の設置者に対する助成及び援助を行う事業（仕事・子育て両立支援事業）を創設。

注） 仕事・子育て両立支援事業については、全国的な事業主の団体の意見を聴きながら実施。

2. 事業主拠出金の率の引き上げ等

- 一般事業主から徴収する拠出金（事業主拠出金）の対象事業に仕事・子育て両立支援事業を追加。

注） 現行では、児童手当事業及び地域子ども・子育て支援事業のうち放課後児童クラブ、病児保育、延長保育の財源として厚生年金保険料等と併せて徴収。

- 事業主拠出金の率の上限を1,000分の1.5以内から1,000分の2.5以内。

その他、特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）の一部改正（年金特別会計の子ども・子育て支援勘定の歳出項目に仕事・子育て両立支援事業費を追加する等）等を行う。

【施行期日】平成28年4月1日

仕事・子育て両立支援事業等のイメージ図

【背景】：待機児童解消加速化プラン・・・平成29年度末までに待機児童解消を目指す。

平成29年度末までの保育の受け皿の整備目標を上積み：40万人 **50万人(+10万人)**

+5万人分・・・**企業主導型保育事業**により、最大5万人分の受け皿確保
←事業主拠出金(後掲)財源による整備費・運営費の支援

<企業主導型保育事業>

企業の負担により、従業員の多様な働き方に応じた柔軟な事業所内保育を支援

(特長)

- ・夜間等時間帯のずれた働き方に対応
- ・休日等の利用に対応
- ・短時間等の非正規社員の利用に対応
- ・複数企業での設置が可能、整備費・運営費の支援により、中小企業の設置に対応
- ・設置に当たり市町村の関与なく企業の柔軟な取組に対応

(具体例)

- ・小売り、飲食、24時間稼働工場、公共交通
- ・パートタイマー
- ・工業団地、卸売団地、複合商業施設

<病児保育の拡充>、<企業主導型ベビーシッター利用者支援事業>

【財源の確保】

事業主拠出金の拠出金率の上限引き上げ(標準報酬の0.15% 0.25%) 事業主負担のみ(労働者負担なし)

・平成28年度は0.2%(+0.05%)：835億円

・平成29年度は0.23%(+0.08%)：1313億円

平成30年度以降は実施状況を踏まえ、協議の上決定

(注) 拠出金は、厚生年金保険料等と併せて徴収

企業主導型保育事業について

事業の目的及び内容

企業主導型の事業所内保育事業を主軸として、多様な就労形態に対応する保育サービスの拡大を行い、保育所待機児童の解消を図り、仕事と子育てとの両立に資することを目的として、企業主導型保育事業を実施していくこととしています。



本事業の主な内容としては、

多様な就労形態に対応した保育サービスの拡大を支援するための仕組みであること

市区町村による計画的整備とは別枠で整備可能であり、設置の際や利用の際に市区町村の関与を必要としないこと

地域枠も自由に設定できること(利用定員の50%以内)

運営費や施設整備については、子ども・子育て支援新制度の小規模保育事業等の公定価格に準じた支援が行われること

など、企業主導型保育事業の特色・メリットを活かした事業展開を図ることができます。

事業の実施者

企業主導型保育事業を実施することができるのは、以下の3類型としています。

子ども・子育て拠出金を負担している事業主(厚生年金の適用事業所等)が、自ら事業所内保育施設を設置し、企業主導型保育事業を実施する場合
複数企業による共同設置や他企業と共同利用することも可能です。

保育事業実施者(保育所等を運営している事業者)が設置した認可外保育施設を、子ども・子育て拠出金を負担している事業主(厚生年金の適用事業所等)が活用する場合
保育事業実施者にとっては、独自財源で認可外保育施設を設置し、本事業(運営費)の助成を受けることも、本事業の施設整備費を活用して、事業を実施することも可能です。

既存の事業所内保育施設の空き定員を、設置者以外の子ども・子育て拠出金を負担している事業主(厚生年金の適用事業所等)が活用する場合

留意事項 1

次に掲げる実施主体や公的助成を受けながら事業を実施している認可外保育施設等は、本事業の助成対象外になりますので、ご注意ください。

国、地方公共団体

施設型給付費、特例施設型給付費、地域型保育給付又は特例地域型保育給付を受けている施設又は事業所

「地域医療介護総合確保基金」、 「事業所内保育施設設置・運営等支援助成金」の助成を受けている事業

その他、公的助成を受けて実施している事業

申請前5年間で、保育施設の閉鎖命令や、助成の取消し等を受けていないこと。

留意事項 2

企業主導型保育事業の助成を受けた子ども・子育て拠出金を負担している事業主等は、事業の実施に当たり、児童福祉法第59条の2第1項の規定に基づき、都道府県知事に対し届出を行う必要があります。

利用対象者等

企業主導型保育事業の実施に当たっては、自社等の従業員が利用する「従業員枠」のみで運営することもできますが、地域の住民等が利用する「地域枠」を設けて運営することも可能であり、利用者がどの枠に該当するかは、以下のとおりになります。

従業員枠	地域枠(設定は任意)
<ul style="list-style-type: none">n 事業実施者の従業員の児童n 事業実施者と利用枠契約を締結した子ども・子育て拠出金を負担している事業主の従業員の児童 <p>いずれも非正規労働者を含む(子ども・子育て支援法における保育認定は不要)</p>	<ul style="list-style-type: none">n 従業員枠の対象外の児童 (子ども・子育て支援法における保育認定を受けた者の児童等) <p>地域枠を設ける場合、総定員の50%以内</p>

保護者のいずれもが就労要件等を満たすことが必要

職員配置基準

職員数

企業主導型保育事業を実施するにあたり、保育従事者の数は、次の から に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に、「1」を加えた数以上とします。

乳児 おおむね3人につき1人

満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人

満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人

満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人



参考

職員数 0歳児(1:3) + 1・2歳児(1:6) + 3歳児(1:20) + 4・5歳児(1:30) + 1名 = 職員数(最低2名配置)

職員資格

上記「職員数」から算出される保育従事者数の半数以上は、保育士資格を有している必要があります。(保育の質の向上のため、保育士の割合が高くなる(75%、100%)ほど、補助単価が高くなります。)

その他の保育従事者にあっては、子育て支援員資格を既に有しているか、地方自治体を実施する「子育て支援員研修」や公募団体等が行う研修等を受講する必要があります。

子育て支援員;「子育て支援員研修事業の実施について(平成27年5月21日付け雇児発0521第18号雇用均等・児童家庭局長通知)」に規定する子育て支援員をいう。

留意事項

企業主導型の事業所内保育事業を実施するに当たっての主な留意事項を下記のとおりとなりますので、事業実施する際は、ご注意ください。

留意事項

児童福祉法第59条の2第1項の規定に基づき、都道府県への届出が必要であること。

共同利用に当たっては、設置企業と利用企業の間で「利用する定員」及び「利用に係る利用企業の費用負担」を含む利用契約を結ぶこと。

保育料の設定については、子ども・子育て支援新制度下における利用者負担額の水準を必要以上に超えない範囲で設定すること(なお、公定価格同様、上乗せ徴収・実費徴収も可)。

定期的に第三者評価の受審に努めることとともに、必要に応じ国及び公募団体による助言・指導に応じること。

利用者又は保護者からの苦情の窓口等を設置すること。

事業実施者は、保育所保育指針を踏まえ、保育を実施するとともに、「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」を参考に適正な対応を行うこと。事故が発生した場合には、認可施設等と同様に「特定教育・保育施設等における事故の報告等について」に基づき、都道府県へ報告を行うこと。また、保育事業実施者は、賠償責任保険等に加入し、賠償事由が発生した場合には、速やかに対応を行うこと。

利用者への情報提供に努めること。

企業主導型保育事業の設置イメージ

(参考・モデル例)

定員: 12名(0歳児3名、1・2歳児9名)、所在地: 東京都特別区

開所時間: 11時間/日、保育士比率: 50%

「運営費」: 約2,600万円(年額)

(このほか、延長保育、病児保育等を行った際には加算あり)

「整備費」約8,000万円

(このほか、病児保育スペース、一時預かりスペース等をつかった場合には加算あり)

複数企業による共同設置も可能



・運営は、保育事業者に委託することも可能

設置・運営

直接申込み



(原則: 保育認定が必要)

・B社の利用定員数や費用負担などを設置企業(A社)と利用契約
・複数企業との利用契約も可能



保護者のいずれもが就労要件等を満たすことが必要。



従業員枠(従業員の子どもが利用する定員の枠を設定)

地域枠(従業員以外の地域の子どもが利用する定員の枠を設定)
全定員の1/2が上限

・待機児童が多い地域の場合、**地域貢献・経営の安定に活用可能**
(市区町村に地域住民への地域枠の紹介を依頼することも可能)
・自社に子育て世代が多くいる場合など、**地域枠を設定しないことも可能**
・厚生年金適用事業所以外の関連企業等について、**地域枠の範囲内で受入枠の設定や優先利用を認めることも可能**

「従業員枠」は、子ども・子育て拠出金を負担している事業主(厚生年金の適用事業所等)の従業員が利用可能

助成対象のイメージ

助成の内容

【整備費】 定額(施設整備に必要な費用の3 / 4相当分)

【運営費】 定額(企業の自己負担相当分及び利用者負担相当分を除く部分)

一人当たり単価に利用人数を乗じた額を基本に助成(使途制限は設けない)

11時間開所を基本に単価設定(13時間開所の単価も設定。多様な働き方への対応へのインセンティブ付けを行う)

新設の場合

【整備費】及び【運営費】の助成を受けることが可能

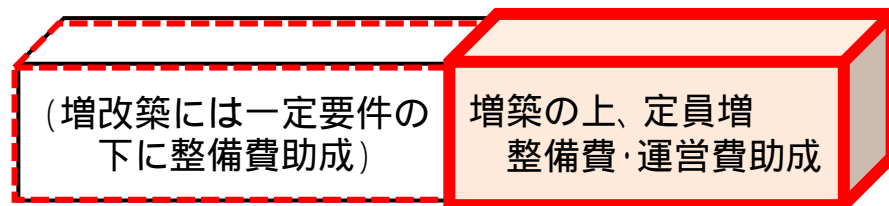
既存の事業所内保育施設の場合

以下の例について、助成の対象

定員を増員した場合

- n 新規増員分で企業主導型保育事業を実施する場合に増員部分を補助。
- n 【整備費】については、一定程度の定員増を図った上で増改築を実施する場合には、既存分を含めた増改築全体に対して助成。

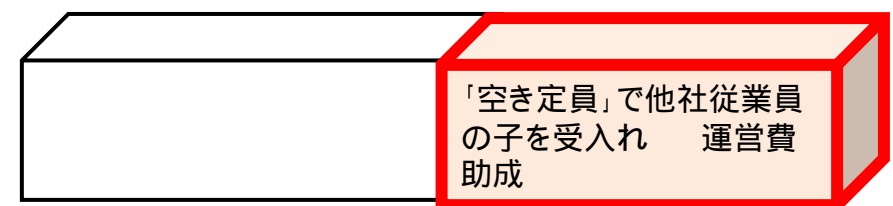
(例)



「空き定員」を活用した場合

- n 自社従業員に使われていない「空き定員」分を活用して他の一般事業主従業員の子ども等を一時的に受け入れた場合に、【運営費】を助成。

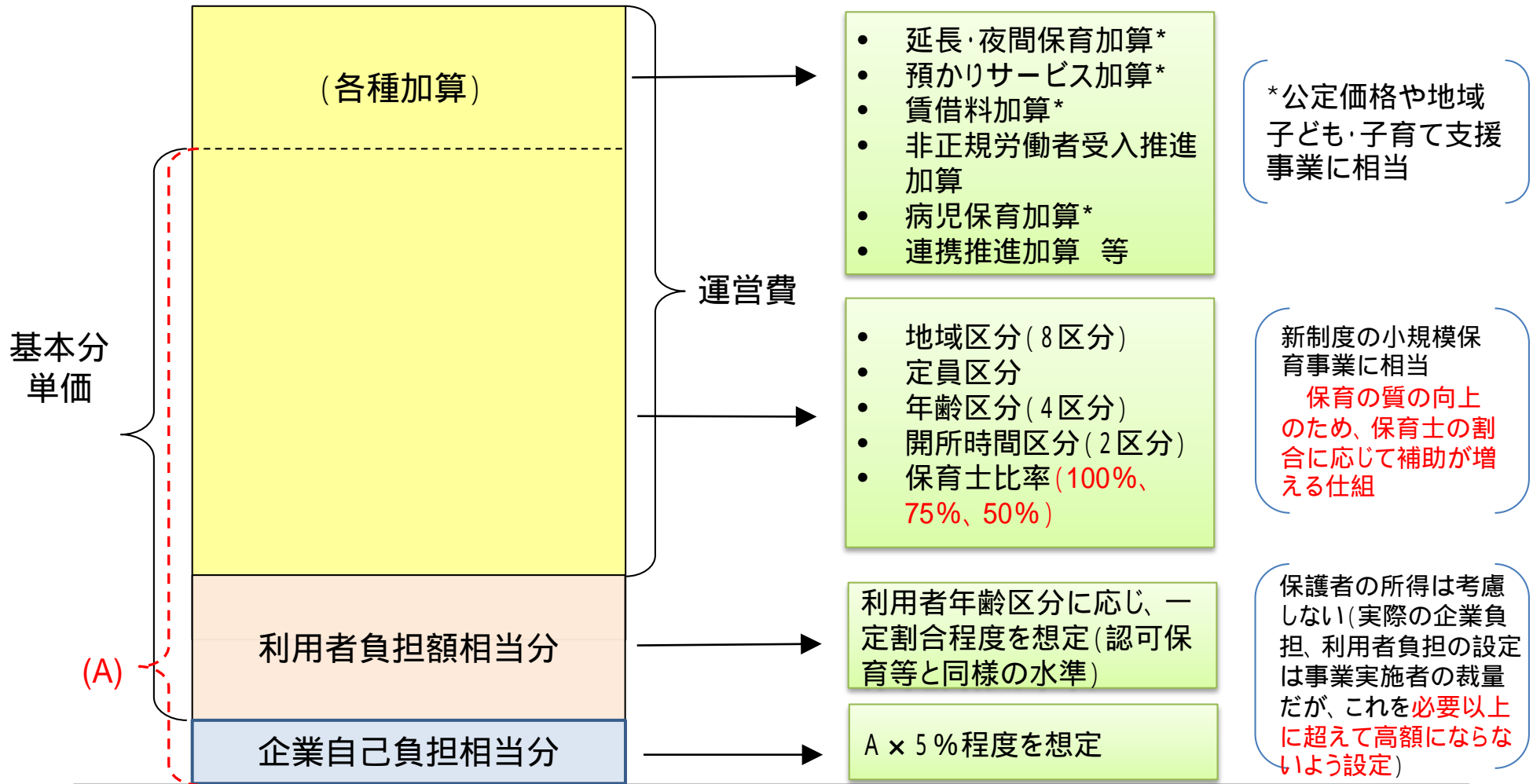
(例)



運営費のイメージ

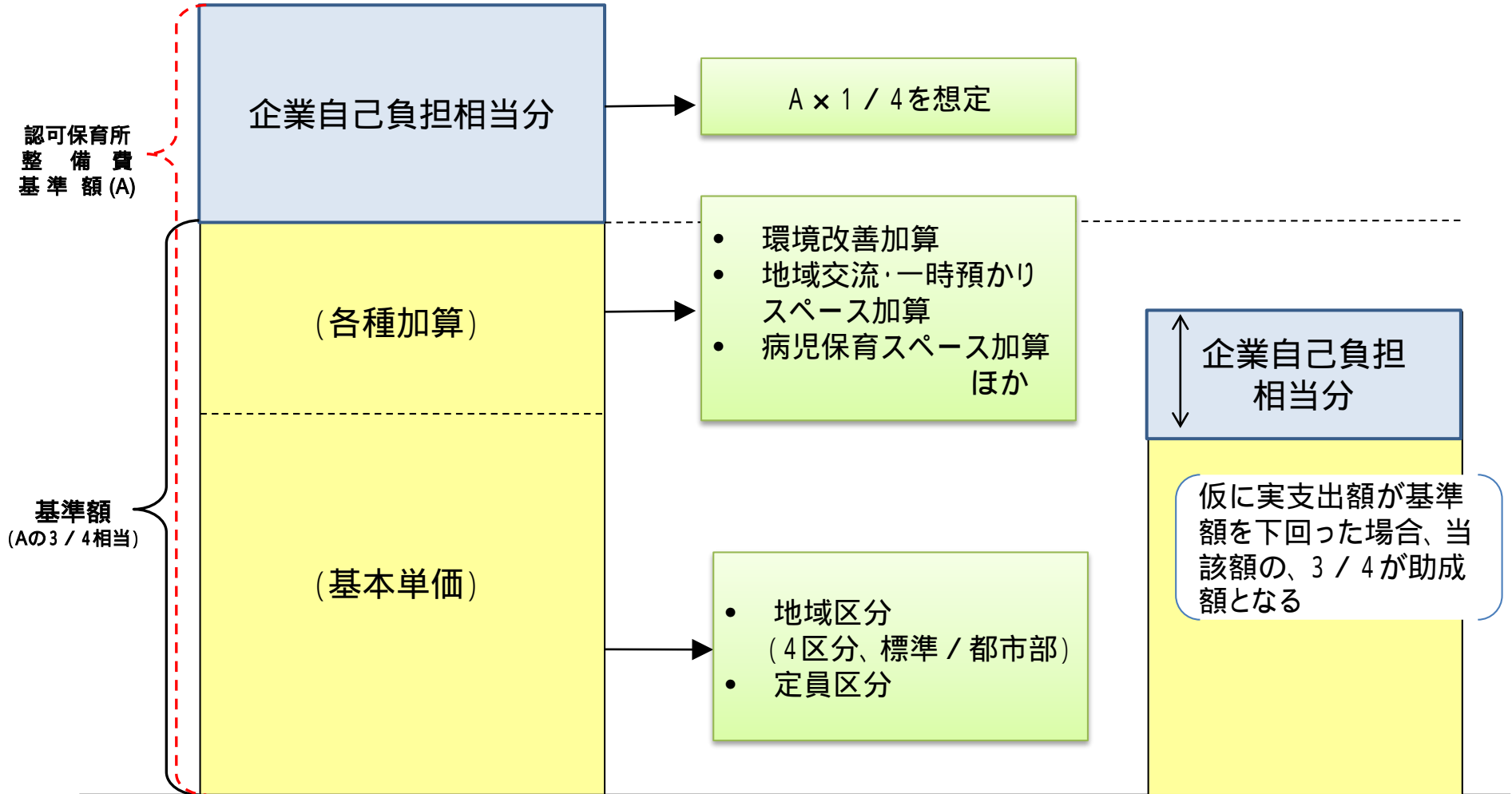
n 運営費の保育単価は、子ども・子育て支援新制度の小規模保育事業等の公定価格をベースに設定。施設型給付と同様、用途制限は設けない。

- ・ 地域区分、定員区分、年齢区分、開所時間区分、保育士比率区分(100%、75%、50%)を設ける。



整備費のイメージ

- n 整備費の助成単価は、認可保育所整備費の単価と同一水準とする。
- n 助成単価は定額(3 / 4相当分)を交付する。



事業所内保育施設の設置に向けた検討について(イメージ)

保育施設の形態を検討

1. 設置方法を検討する。

- A 自社単独設置・利用
- B 自社設置で、他企業と共同利用
- C 複数企業での共同設置・利用

+

地域枠
の活用

「B」、「C」の場合、事前に十分に協議することが重要。

2. 運営方法を検討する。

- D 自社での直接運営
- E 保育事業実施者等へ運営委託

3. ニーズの把握をする。

保育施設の設置に当たり、預かる子供の年齢、開所時間などのニーズを調査する。

4. 保育施設の設置方法等を決定。

地方自治体に、認可外保育施設として設置することを相談してください。

建築基準法、消防法や食品衛生法などの各種法令や各自治体の建築物に関する条例等を遵守する必要があります。

設置場所の検討

1. 設置場所を検討する。

- A 自社内での設置
- B 駅前などの交通の便の良い地域での設置
- C 従業員が住んでいる地域での設置
- D 他の企業施設内での設置 など

建物によっては、用途変更手続きが必要な場合がありますので、事前に自治体へ確認をしてください。

2. 構造設備・広さと定員を検討

- E 児童1人あたりの必要面積(1)、必要な設備(2)等をもとに、必要となる面積・構造が確保できる場所が必須です。
- F 建築基準法、消防法等の各種法令や各自治体の建築物に関する条例等を遵守できる場所である必要があります。

1 1人あたり必要面積

乳児室(1.65㎡)、ほふく室(3.3㎡)
定員が20名以下の場合、ともに3.3㎡
保育室、遊戯室(1.98㎡)
屋外遊戯場(3.3㎡)

2 構造設備

保育施設ですので、保育室(遊戯室、乳児室、ほふく室)、便所(大人用は不可)、調理室(調理設備)、屋外遊戯場(満2歳以上)、非常口等が必要となります。
屋外遊戯場が施設敷地内に設置できない場合、付近に代替地となる公園、寺社境内などが必要です。

その他

保育施設の形態を検討

+

設置場所の検討

上記2つの検討を進める中で、

整備に要する費用(建築費、修繕費など)

運営に係る費用(人件費、管理費や消耗品費など)

その他、助成金対象外となる費用(外構、遊具、備品など)

を試算しつつ、『継続して運営することが可能』かといった検討をする必要がある。



子育て支援員研修の体系

放課後児童コース

放課後児童クラブ
(補助員)

社会的養護コース

乳児院・児童養護施設等
(補助的職員)

地域保育コース

小規模保育事業
(保育従事者)

家庭的保育事業
(家庭的保育補助者)

事業所内保育事業
(保育従事者)

一時預かり事業
(保育従事者)

子育て援助活動支援事業
(ファミリー・サポート・センター事業)
(提供会員)

地域子育て支援コース

利用者支援事業・基本型
(専任職員)

利用者支援事業・特定型
(専任職員)

地域子育て支援拠点事業
(専任職員)

地域型保育

6科目・6～6.5時間
+ 2日以上

6科目・6～6.5時間
+ 2日以上

4科目・6.5時間

9科目・24時間

()
5科目・5.5時間

6科目・6時間

(共通科目)

12科目 15～15.5時間

基本研修

8科目・8時間

専門研修

6科目・9時間

9科目・11時間

「利用者支援事業・特定型」については、自治体によって、実施内容に違いが大きい可能性があるため、地域の実情に応じて科目を追加することを想定。

注) 主な事業従事者を記載したものであり、従事できる事業はこれらに限られない(障害児支援の指導員等)。

注) 赤枠は、研修が従事要件となる事業。青枠は、研修の受講が推奨される事業。

保育の受け皿の整備等を促進するための税制上の所要の措置

(固定資産税、都市計画税、事業所税、不動産取得税、関税)

1. 大綱の概要

企業主導型保育事業の用に供する固定資産に係る固定資産税等について課税標準の特例措置を講ずるとともに、事業所内保育事業（利用定員が1人以上5人以下）等の用に供する固定資産に係る固定資産税等の課税標準の特例措置について所要の見直しを行う。

2. 制度の内容

「○」:非課税、「×」:全部課税

	企業主導型保育 (H29/4/1～H31/3/31に助成を受けた事業者)	
	現行	改正後
固定資産税	×	課税標準が 価格の1/2を参酌して 1/3～2/3の範囲内で 市町村の条例で定める割合(注)
都市計画税	×	課税標準が 価格の1/2を参酌して 1/3～2/3の範囲内で 市町村の条例で定める割合(注)
事業所税	×	課税標準が 価格の1/4
関税 (給食用脱脂粉乳)	×	

	家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内 保育事業(利用定員が1人以上5人以下)	
	現行	改正後
固定資産税	課税標準が 価格の1/2	課税標準が 価格の1/2を参酌して 1/3～2/3の範囲内で 市町村の条例で定める割合
都市計画税	課税標準が 価格の1/2	課税標準が 価格の1/2を参酌して 1/3～2/3の範囲内で 市町村の条例で定める割合
事業所税		
不動産取得税	課税標準が 価格の1/2	課税標準が 価格の1/2を参酌して 1/3～2/3の範囲内で 都道府県の条例で定める割合

(注)助成を受けた後、5年間の時限措置

平成28年度企業主導型保育事業の実施状況

説明会の実施状況

- ・内閣府及び児童育成協会において、説明会の開催(中央合同庁舎、灘尾ホール)
- ・経済団体等又は地方自治体と連携し、説明会の開催(経団連、大阪、愛知、沖縄、埼玉、長崎、福岡)
- ・経済産業局と連携し、全国ブロックで説明会の開催(北海道、東北、関東、中部、近畿、中国、四国、九州)
- ・各業界団体等に向けて、説明会の開催(関係省庁・団体(大学、鉄道会社、地域金融機関 等))

助成決定状況(平成29年2月8日時点) 以後も審査が終了したものから順次助成決定予定

	合計	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国	四国	九州・沖縄
助成決定件数	424	19	29	110	65	89	27	19	66
利用定員数	10,163	501	726	2,450	1,713	1,989	688	601	1,495

地域枠の設定状況

助成決定施設のうち、**72.9%**が地域枠を設定

設置パターン

会社内に設置するだけでなく、様々なパターンがある。

【住宅地型・駅近接型】:自企業の事業所内ではなく、利用する従業員や地域の子供の利便性を考慮し、住宅地の中や駅近接地などに設置するもの

【学校内設置型】:学校等が当該施設に勤務する職員が利用するために設置するもの

【大型施設型】:百貨店、ショッピングセンター等の大型施設内に設置し、施設に入っている各テナントと共同で利用するもの

【本制度についてのお問い合わせ先】

申請の受付先、助成の個別具体的内容のご照会：

公益財団法人児童育成協会両立支援事業部 03-5766-3801

制度のご照会：

内閣府子ども・子育て本部 03-6257-1697

【ホームページでの情報提供】

関連資料は内閣府及び児童育成協会のホームページに掲載しておりますので、ご参照ください。

- ・内閣府HP : <http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/links/index.html>
- ・児童育成協会HP : <http://www.kigyounaihoiku.jp/>